

令和4年度 学童保育室入室申込み手引き

羽生市子育て支援課児童保育係 TEL048-561-1121 (内線 197)



1. 学童保育室とは

小学校に就学の児童で、帰宅後保護者の就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童を保護及び育成することにより、心身の健全な発達を図ることを役割としています。

2. 対象児童

小学校1年生～6年生で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童
(祖父母が家庭にいる場合は優先順位が下がることがあります。)

3. 保育期間 (申請の有効は1年間です)

- | | |
|-------------|--|
| ① 1年間の希望 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 |
| ② 年度途中からの希望 | 入室承諾日～令和5年3月31日 |
| ③ 長期休業中の希望 | 各学期給食終了日の翌日～給食開始日の前日まで
(お盆期間や年末年始は閉室) |

4. 受付場所・時間

子育て支援課児童保育係 午前8時30分～午後5時15分

5. 申請期間

- | | |
|---------------------------|---|
| ① 新年度受付 | 令和3年11月7日(日)～19日(金) (13日・14日を除く)
※11月7日(日)は午前8時30分から正午までの受付です。 |
| ② 年度途中受付 | 入室希望日の3週間前まで |
| ③ 長期休業期間受付 (通年の方は申込み不要です) | ・令和4年 夏休み (令和4年5月2日(月)～5月11日(水)まで)
・令和4年 冬休み (令和4年11月1日(火)～11月8日(火)まで)
・令和5年 春休み (令和5年1月4日(水)～1月11日(水)まで) |

6. 審査・入室など

提出された申請書類に基づき、入室基準によって「保育を必要とする」状態であるかどうかを審査し、「保育を必要とする」程度の高い児童から入室を決定します。

学童保育室には、定員がありますので、定員以上の申し込みがあった場合には、入室基準に該当していても、入室できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(勤務時間が短い・勤務日数が少ない・保護者に代わる人がいる場合等)

〈高学年より、低学年の優先順位が高くなります。〉

*入室決定は、1年間の範囲で行い、保護者の勤務日数及び時間は月に15日以上かつ午後3時以降まで勤務されている方を対象とします。

(児童の帰宅時間帯に保護者が家庭にいる場合は入室対象外となります。)

*年度内に退室し再度入室希望の場合は、新たに再入室申請書を提出して下さい。

7. 保育時間

学校下校時から午後6時まで。

ただし、小学校の長期休業期間中等は、午前8時30分から午後6時まで。

*お迎えの時間については、保護者の勤務時間に応じてお願いします。

*勤務状況により、申請し必要と認められた場合には延長できます。

(延長保育時間及び料金は各学童により異なります。)

*利用中の学童が土曜日に閉室の場合は、岩瀬第1・第2学童保育室にて合同保育を行います。

(勤務状況により必要と認められた場合となります。)

8. 学童保育料

世帯の市町村民税課税額（両親分）に応じて決定します。（最高月額8,000円）

2人目からは半額となります。

※保育料の詳細は、ホームページをご確認ください。

月途中の入室や退室（その月の10日までに手続きをした場合）は保育期間により日割り対応とします。

その他に、おやつ代（毎月）と保険代（年間）が実費負担となります。

学童保育料の納入は口座振替でお願いしています。振替日は毎月末日（休日の場合は、翌営業日）です。

※4月～8月分の学童保育料は前年度分の市町村民税額、9月～翌年3月分の学童保育料は当該年度分の市町村民税額にて算定を行います。

9. 学童保育室入室の申込み書類

下記の書類をそろえて、子育て支援課児童保育係でお申込みください。

(1) 学童保育室入室申請書・・・児童1人につき1部必要です。

(2) 別紙・・・勤務先・緊急連絡先・健康状況等

(3) 入室申込に係る確認書・・・家庭状況等

(4) 申込みチェックシート

(5) 保育を必要とすることを証明する書類（父母等保護者分）

◆就労している方・・・「勤務証明書」（勤務先が変更になった場合は必ずご連絡ください）

◆就学の方・・・「在学証明書」

◆疾病等・・・「医師の診断書」「障がい者手帳の写し」等

(6) 学童保育料認定資料（父母等保護者分）*該当する方のみ

◆令和3年1月2日以降、羽生市に転入された方は次の証明書が必要になります。

令和3年度「住民税決定証明書」（令和3年1月1日の住所地）

(所得・課税・扶養内容・控除内容のわかるもの)（父母分）

10. 退室について

退室する場合、その月の10日までに退室手続きをしてください。

登室していなくても、退室手続きをしないと、その月の保育料・おやつ代を納付していただくこととなりますのでご了承ください。

<学童保育室名 一覧表>

羽生南第1学童保育室	定員30名	羽生市南6丁目5番地1（羽生南小内）	電話 048-561-3599
羽生南第2学童保育室	定員30名		
羽生北第1学童保育室	定員50名	羽生市北2丁目1番1号（羽生北小内）	電話 048-563-5013
羽生北第2学童保育室	定員30名		
岩瀬第1学童保育室	定員40名	羽生市中岩瀬627番地2	電話 048-563-4365
岩瀬第2学童保育室	定員40名		
新郷第1学童保育室	定員40名	羽生市上新郷5716番地（新郷第一小内）	電話 048-561-1481
新郷第2学童保育室	定員40名	羽生市下新郷1099番地（新郷第二小内）	電話 048-562-5130
川俣学童保育室	定員30名	羽生市大字本川俣629番地（川俣小内）	電話 048-561-1070
南羽生第1学童クラブ	定員50名	羽生市上手子林76番地3（きむら認定こども園内）	電話 048-565-2114
南羽生第2学童クラブ	定員30名		
すかげ児童クラブ	定員60名	羽生市須影745番地5（須影保育園内）	電話 048-561-1029
いずみ学童クラブ	定員40名	羽生市藤井下組1036番地1（いずみ保育園内）	電話 048-565-2020